

評議員会決議事項

内容	根拠(社会福祉法・定款例)		議決数	
			過半数	議決に加わることができる 評議員の三分の二
法人運営に関わる事項	定款の変更	第45条36 第1項	【法】定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。	○ (法45条の9 第7項の3)
	法人の解散	第46条第1項 第1号	【法】社会福祉法人は次の事由によって解散する。－評議員会の決議	○ (法45条の9 第7項の4)
	吸収合併契約の承認	第52条	【法】吸収合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	○ (法45条の9 第7項の5)
		第54条の2	【法】吸収合併存続社会福祉法人は、評議員会によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	
新設合併の承認	第54条の8	【法】新設合併消滅社会福祉法人は、評議員会の決議によって、吸収合併契約の承認を受けなければならない。	○(法45条の9 第7項の5)	
役員等の解任・選任等(報酬基準を含む)に関する事項	役員、監査人の選任	第43条 第1項	【法】役員及び会計監査人は評議員会の決議によって選任する。	○
	役員(監事に限る)の解任	第45条の4	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。 ※(評議員会の運営)第45条の9第7項 前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行われなければならない。 一第45条の4第1項の評議員会(監事を解任する場合に限る。)	○ (法45条の9 第7項の1)
		第1項		
	役員(監事以外)の解任	第45条の4第1項	【法】役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該役員を解任することができる。	○
	役員、評議員の報酬等の支給基準の承認	第45条の35 第2項	【法】前項の報酬等の支給の基準は、評議員の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。	○
	理事の報酬	第45条の16第4項準用 一般法人法第89条	【一般】第89条理事の報酬等(報酬、賞その他の職務執行の対価として一般社団法人等から受ける財産上の利益をいう。以下、同じ。)は定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。	○
監事の報酬	第45条の18第3項準用 一般法人法第105条	【一般】第105条 監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、社員総会(評議員会)の決議によって定める。	○	
財務に関する事項	事業計画書及び収支予算書等の承認あるいは決議(※定款例にある例1では承認、例2では決議)	定款例第31条	【定款例】(事業計画及び収支予算)第31条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○
	事業報告・決算書類・財産目録の承認	第45条の30第2項定款例第32条2項	【法】理事は、第45条の28第3項の承認を受けた計算書類及び事業報告を提示評議員会に提出し、又は提供しなければならない。2 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類は、定時評議員会の承認を受けなければならない。 【定款例】(事業報告及び決算)第32条第2項 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。	○
	基本財産の処分	定款例第29条	【定款例】(基本財産の処分)第29条基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、[所轄庁]の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、[所轄庁]の承認は必要としない。	○
	残余財産の処分	定款例第37条	【定款例】(残余財産の帰属)第37条解散(合併又は破算による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人は並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。	○
その他	社会福祉充実計画の承認	第55条の2第7項	【法】社会福祉充実計画は評議員会の承認を受けなければならない。	○
	役員等の責任の免除(すべての免除)	第45条の20第4項準用 一般法人法第112条	【一般】第112条 前条第1項(※第111条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、一般社団法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う)の責任は、総社員(総評議員)の同意がなければ、免除することができない。	×
	役員等の責任の免除(一部の免除)	第45条の20第4項準用 一般法人法第113条	【一般】第113条 前条の規定にかかわらず、役員等の第111条第1項の責任は、当該役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、社員総会の決議によって免除することができる。	○ (法45条の9 第7項2)
その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項			○	

理事会決議事項

内容	根拠(社会福祉法・定款例)		議決数		
			過半数	三分の二	
法人運営に関わる事項	法人の業務執行の決定	第45条の13第2項第1号	【法】社会福祉法人の業務執行の決定	○	
	評議員会の日時及び場所、目的である事項の決定	第45条の9第10項の準用 一般法人第181条	【一般】第181条 評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次に掲げる事項を定めなければならない。 1 評議員会の日時及び場所 2 評議員会の目的である事項がある時は、当該事項 3 前2号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項	○	
	評議員会の招集	定款例第12条	【定款例】(招集)第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議にも基づき理事長が招集する	○	
	理事会の招集権者とする	第45条の14	【法】理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が招集する。	○	
	定款施行細則の決定	定款例第40条	【定款例】(施行細則)第40条この定款の施行についての細則は、理事会において定める。	○	
	従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	第45条の13第4項第4号	【法】従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止	○	
	内部管理体制の整備	第45条の13第5項	【法】理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備	○	
	競業及び利益相反取引の制限	第45条の16準用 一般法人法第84条第1項	【一般】第84条 理事は、次に掲げる場合には、社員総会(理事会)において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。	○	
臨機の措置	定款例第35条	【定款例】(臨機の措置) 第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。		○(理事総数の3分の2)	
役員等に関する事項	理事長及び業務執行理事の選定・解職	第45条の13第2項第3号 定款例第24条	【法】理事長及び業務執行理事の選定及び解職	○	
	重要な役割を担う職員の選任及び解任	第45条の13第4項第3号	【法】重要な役割を担う職員の選任及び解任	○	
財務・計画・報告に関する事項	重要な財産の処分及び譲受け	第45条の13第4項第1号	【法】重要な財産の処分及び譲受け	○	
	多額の借財	第45条の13第4項第2号	【法】多額の借財	○	
	事業計画書および収支予算書等の承認あるいは決議(※定款例にある例1では承認、例2では決議)	定款例第31条	【定款例】(事業計画及び収支予算)第31条 この法人の事業家企画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。	○	
	事業報告及び計算書類の承認	第45条の28第3項 定款例第32条	【法】3 第一項又は前項の監査を受けた計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、理事会の承認を受けなければならない。 【定款例】(事業報告及び決算) 第32条この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。(1)事業報告(2)事業報告の附属明細書(3)貸借対照表(4)収支計算書(資金収支計算書及び事業報告計算書)(5)貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書(6)財産目録	○	
	基本財産の処分	定款例第29条	【定款例】(基本財産の処分)第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、(所轄庁)の承認は必要としない。	○	
	資産の管理	定款例第30条	【定款例】(資産の管理)第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。	○	
	会計処理の基準	定款例第34条	【定款例】(会計処理の基準)第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規定により処理する。	○	

内容	根拠(社会福祉法・定款例)		議決数		
			過半数	三分の二	
その他	社会福祉法第45条の20第4項に規定する責任の免除	第45条の20準用 一般法人法第114条	【一般】第114条 第112条の規定にかかわらず、監事設置一般社団法人は、第111条第1項の責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員等の職務の執行に状況のその他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項により免除することができる額を限度として理事の過半数の同意によって免除することができる旨を定款で定めることができる。	○	
	公益事業の運営に関する事項	定款例	【定款例】第一章 公益を目的とする事業 (種別) 第1条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。(1)保育所の経営(2)一時預かり事業の経営(3)放課後児童健全育成事業の経営(4)地域子育て支援拠点事業の経営(5)小規模保育事業の経営 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の三分の二)
	収益事業の運営に関する事業	定款例	【定款例】第〇章 収益を目的とする事業 (種別) 第1条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。(1)〇〇業(2)〇〇業 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。		○ (理事総数の三分の三)
	その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で決められた事項			○	
	その他重要な業務執行に関する事項及び事務事業の執行に必要な基本的な規程の制定及び改廃			○	

専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

理事長専決事項		専決受任者	理事長専決権 の受任職名 業務執行理事・施設長
法人一般・人事に関する事案	1	理事会・評議員会の招集に関すること（法令及び定款に定める招集者が行う招集を除く）	業務執行理事
	2	理事会・評議員会の議案の提出に関すること（法令及び定款に定める議案権者が議案を提出する場合を除く）	業務執行理事
	3	規程、規則等の制定・改廃に関すること（法令及び定款で理事会・評議員会が決議すると定めた場合を除く）	業務執行理事
	4	予算編成及び決算調整に関すること	業務執行理事
	5	予算の流用、予備費の計上及び使用	業務執行理事
	6	短期の資金の借入及び返済にかかる契約で借入限度額の範囲内のもの （多額の借入の場合を除く）	業務執行理事
	7	寄附の募集事務及び受入れに関すること（寄附金の募集は除く。受入れについては法人に重大な影響があるものを除く）	施設長
	8	債権の免除・効力の変更に関する（法人に重大な影響があるものを除く）	施設長
	9	法人の組織及び権限に関すること（法人に重大な影響があるものを除く）	施設長
	10	利用者入所判定基準の策定	施設長
	11	入所利用者の決定及び利用契約締結者	施設長
	12	苦情対応規程・第三者委員の選任	施設長
	13	職員の採用に関すること（施設長等の重要な役職を除く）	施設長
	14	職員の人事配置に関すること（施設長等の重要な役職を除く）	施設長
	15	有期契約職員の採用に関すること	施設長
	16	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関すること	施設長
	17	時間外勤務命令及び旅行命令に関すること	施設長
	18	職員の昇給・昇格基準の決定に関すること	施設長
	19	職員の昇給者・昇格決定者に関すること	施設長
	20	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関すること	施設長

専決事項及び理事長専決権の受任職名一覧

理事長専決事項		専決受任者	理事長専決権 の受任職名 業務執行理事・施設長
法人 一般・ 人事に 関する 事案	21	職員の表彰、制裁、解雇に関する事	施設長
	22	職員の人事記録及び身分証明書に関する事	施設長
	23	職員の諸手当に関する事	施設長
	24	職員健康診断の実施に関する事	施設長
	25	被服貸与等に関する事	施設長
	26	利用者の日常の処遇に関する事	施設長
	27	利用者の預かり金等の日常の管理に関する事	施設長
	28	薬品・給食材料の処分に関する事	施設長
	29	自動車の運行管理に関する事	施設長
	30	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事	施設長
	31	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事	施設長
	32	職員の研修に関する事	施設長
	33	諸証明に関する事	施設長
	34	金融機関を指定すること、資産管理の種類の変更に関する事	施設長
収入 事案	35	介護報酬・自立支援給付費・運営費・措置費等の収入に関する事	施設長
	36	過誤納金の充当又は還付に関する事	施設長
	37	受贈の承認、寄附に関する事（重要なものは除く）	施設長
	38	その他の債権に関する事（重要なものは除く）	施設長
支出 事案	39	固定資産の取得及び処分等に関する（「軽微なもの」に該当する場合）	施設長
	40	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事（「軽微なもの」に該当する場合）	施設長
	41	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事	施設長
	42	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入	施設長
	43	緊急を要する物品の購入（災害・故障・保守管理関係に限定）	施設長
	44	上記以外の支出等	別表3による

支出に係る決裁基準表

区分	項目	摘要		決裁者及び決裁金額(単位：万円以下)	
				理事長	施設長
全 般 的 項 目	①固定資産・物品等の購入		購入総額	500	100
	②固定資産等の除却、物品等の廃棄	営業債権の除却を含む	帳簿価格	500	100
	③修繕費等の支出	補修費、改修費の支出を含む	1件の金額	500	100
	④教育・研修に要する費用の支出		—	500	100
	⑤その他の費用の支出	③～④に関するものを除く	1件の金額	500	100
そ の 他 の 項 目	⑦手形の振出し			○	×
	⑧手形の引受、割引			○	×
	⑨予算の項目間流用			○	×
	⑩金融機関との取引の開始または廃止			○	×
	⑪契約の締結	既契約の更新継続を含む。 重要性の乏しいものを除く		○	×
	⑫リース契約			1,000	500

定款細則14条1項に定める議事録記載事項

記載事項	法令
<p>1 開催日時・場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む)</p> <p>2 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>3 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員がある場合は、当該評議員の氏名。</p> <p>4 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>(1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき</p> <p>(2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき</p> <p>(3) 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき</p> <p>(4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき</p> <p>5 出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称</p> <p>6 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>7 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>	<p>【施行細則】第2条の15 法第45条の11第1項の規定による評議員会の議事録の作成については、この状の定めるところによる。</p> <p>3 評議員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。</p> <p>一 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。)</p> <p>二 評議員会の議事の経過の要領及びその結果</p> <p>三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名</p> <p>四 次に掲げる規定により評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>イ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第1項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ロ 法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第2項（法第43条第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第4項において準用する場合を含む。）</p> <p>ハ 法第45条の18第3項において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第3項</p> <p>ニ 法第45条の18第3項において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第105条第3項</p> <p>ホ 法第45条の19第6項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第109条第2項</p> <p>五 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称</p> <p>六 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名</p> <p>七 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p>

定款細則24条第1項に定める議事録記載事項

記載事項

1	開催日時・場所(当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席方法を含む。)
2	<p>理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨</p> <p>(1) 理事の請求を受けて招集されたもの</p> <p>(2) 理事長以外の理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの</p> <p>(3) 監事の請求を受けて招集したもの</p> <p>(4) 監事が収集したもの</p>
3	理事会の議事の経過の要領及びその結果
4	決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
5	<p>次の意見発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要</p> <p>(1) 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告</p> <p>(2) 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告</p> <p>(3) 理事会で述べられた監事の意見</p>
6	定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席した者の氏名
7	理事会に出席した氏名又は名称
8	議長の氏名